

# 港湾運送事業料金

## (1) 港湾荷役料 (総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金を除く)

### I 適用範囲

この港湾荷役料金は、当該貨物について、接岸本船の船内荷役と沿岸荷役を同一委託者から引受けた場合又は、異なる委託者からあっても当該貨物に係る接岸本船の船内荷役と沿岸荷役が同量となる引受の場合等船内荷役と沿岸荷役の荷役手配が一貫して行える場合に適用します。

### II 料金の種類及び適用方

#### 1. 基本料金

(1 トンにつき 単位円)

品 目				金額	金額			
				接岸本船 ⇄ 上屋・野積場内	接岸本船 ⇄ 上屋・野積場前			
ユ ニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実入		1,070	955			
		空		908	810			
	パレタイズ貨物			2,092	1,915			
	バンパック							
	バッグコンテナ							
	プレスリング							
	ノックダウン自動車			1,612	1,477			
	完成車 (重量 5 トン未満かつ容積 20 トン未満のもの)							
	完成車 (重量 5 トン以上又は容積 20 トン以上のもの)			2,259	2,055			
	袋物			2,823	2,577			
包 装 品	ベール物			2,749	2,506			
	カートン	雑貨類・機械類 (1 個当たり 5 トン未満のもの)			3,108			
		機械類 (1 個当たり 5 トン以上のもの)			2,259			
		青果類			2,322			
	ケース	クレート			—			
		冷凍品・冷藏品			4,472			
有 姿 貨 物	タイヤ			2,125	1,964			
	巻取紙 (内地産)			1,708	1,527			
	木材	岸壁揚のもの	原木	米国材	1,613			
				南洋材	1,450			
			北洋材	2,110	1,954			
	製材			1,674	1,511			
	非鉄金属類 (半製品・銑鉄・地金)				2,510			
	鋼材	一般鋼材 (口径 12 インチ未満の鋼管含む)			2,416			
		鋼管 (口径 12 インチ以上のもの)			2,055			
		コイル			1,877			
	石材				2,459			
撤 貨 物	小麦				2,283			
	肥料原料							
	鉱礦石 (粉)				1,727			
	鉱礦石 (塊)				1,541			
	特殊鉱礦石				2,308			
砂糖				2,228	2,100			
				2,065	2,065			

## (1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

### ① 「接岸本船内 ⇄ 上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

### ② 「接岸本船内 ⇄ 上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

## (2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

## 2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。  
ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における荷役	基本料金の 6 割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の 10 割増

## 3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

### (1) 大口数量割引

委託者からの 1 荷役の引受において、同一貨物の量が

① 1,000 トン以上 3,000 トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の 5%

② 3,000 トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の 7 %に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

### (2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の 5 %に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

① 3 ヶ月以上の長期契約があること

② 1 ヶ月間に 2 回以上の反復継続の引受があること

③ 1 回当たりの荷役量が 3,000 トンを超えること

#### 4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1 口 1 時間につき 単位円)

1 口の作業構成員数 による区分	15 人以下 (12 人)	16 人～22 人 (19 人)	23 人～29 人 (26 人)	30 人～36 人 (33 人)	37 人以上 (40 人)
昼 間 (8 時 30 分から 16 時 30 分まで)	48,750	75,930	103,140	130,350	153,530
半 夜 (16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	75,840	118,110	160,440	202,770	238,820

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあっては 8 時 30 分、半夜荷役にあっては 16 時 30 分）以後における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては、8 時 30 分から 16 時 30 分までの間、半夜荷役にあっては、16 時 30 分から 21 時 30 分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときには適用しません。

#### 5. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1 口につき 単位円)

1 口の作業構成員数 による区分	15 人以下 (12 人)	16 人～22 人 (19 人)	23 人～29 人 (26 人)	30 人～36 人 (33 人)	37 人以上 (40 人)
昼 間 (8 時 30 分から 16 時 30 分まで)	386,750	602,370	818,250	1,034,110	1,218,000
半 夜 (16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	386,750	602,370	818,250	1,034,110	1,218,000

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときには適用しません。

##### (1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け 終時刻（前日の 15 時）以降 2 時間を経過してからの取消については、昼間荷役の 低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け 終時刻（当日の 15 時）以降の取消については、半夜荷役の 最低料金を適用します。

##### (2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの 低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

## 6. 分担金等

区分	金額
(1) 港湾福利分担金	各貨物 (一律) 1トンにつき 8円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物 (一律) 1トンにつき 3円
(3) 労働安定基金	各貨物 (一律) 1トンにつき 7円

## 7. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に消費税法に基づく税率を乗じて計算します。  
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

## 8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

## 9. その他

- (1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。
- (2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

(2) 船内荷役料 (総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金は除く)

I 適用範囲

この港湾荷役料金 (船内荷役料金) は、船内荷役のみを行う場合に適用します。

II 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

(1 トンにつき単位円)

		品 目	金 額	
ユ ニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入	522	
		空	443	
	パレタイズ貨物			
	バンパックバッグ		1,274	
	コンテナ			
	プレスリング			
	ノックダウン自動車		988	
	完成車 (重量 5 トン未満かつ容積 20 トン未満のもの)			
	完成車 (重量 5 トン以上又は容積 20 トン以上のもの)		1,305	
	袋 物		1,678	
包 装 品	ベール物		1,615	
	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類 (1 個当たり 5 トン未満のもの)		1,955
		機械類 (1 個当たり 5 トン以上のもの)		1,305
		青果類		1,308
		冷凍品・冷蔵品		3,306
	タ イ ャ		1,389	
有 姿 貨 物	巻 取 紙 (内地産)		845	
	木 材	水 落 し の も の	原 木	
		岸 壁 揚 の も の	原 木	米 国 材
				南 洋 材
				北 洋 材
		製 材		908
	非鉄金属類 (半製品・銑鉄・地金)		569	
	鋼 材	一般鋼材 (口径 12 インチ未満の鋼管含む)		837
		鋼 管 (口径 12 インチ以上のもの)		1,442
		コイル		1,226
	石 材		1,663	
撤 貨 物	小 麦			
	肥 料 原 料		838	
	鉱 磺 石 (粉)			
	鉱 磺 石 (塊)		1,332	
特 殊 鉱 磺 石				
砂 糖		1,490		

## (1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 揚荷の場合は、本船内の貨物をはしけ内又は岸壁上に取卸し、フックをはずすまでの作業。

② 積荷の場合は、はしけ内又は岸壁上の貨物にフックをかけ、本船に積込むまでの作業。

## (2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

## 2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における荷役	基本料金の 6 割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の 10 割増

## 3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

### (1) 大口数量割引

委託者からの 1 荷役の引受において、同一貨物の量が

①1,000 トン以上 3,000 トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の 5%

②3,000 トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の 7%

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

### (2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の 5 %に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

①1 ヶ月以上の長期契約があること

②1 ヶ月間に 2 回以上の反復継続の引受があること

③1 回当たりの荷役量が 3,000 トンを超えること

#### 4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1 口 1 時間につき 単位円)

1 口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	9 人以下 (7.5 人)	10 人～13 人 (11.5 人)	14 人～17 人 (15.5 人)	18 人～21 人 (19.5 人)	22 人以上 (22.5 人)
昼 間 (8 時 30 分から 16 時 30 分まで)	30,290	46,440	62,580	78,730	90,850
半 夜 (16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	47,120	72,240	97,350	122,470	141,320

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあっては 8 時 30 分、半夜荷役にあっては 16 時 30 分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては、8 時 30 分から 16 時 30 分までの間、半夜荷役にあっては、16 時 30 分から 21 時 30 分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

#### 5. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1 口につき、単位円)

1 口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	9 人以下 (7.5 人)	10 人～13 人 (11.5 人)	14 人～17 人 (15.5 人)	18 人～21 人 (19.5 人)	22 人以上 (22.5 人)
昼 間 (8 時 30 分から 16 時 30 分まで)	240,300	368,420	496,470	624,590	720,740
半 夜 (16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	240,300	368,420	496,470	624,590	720,740

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け終時刻（前日の 15 時）以降 2 時間を経過してからの取消についてでは、昼間荷役の 低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け終時刻（当日の 15 時）以降の取消については、半夜荷役の 低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの低金額に満たない場合は、該当の低料金を適用します。

6. 分担金等

区分	金額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律) 1トンにつき 4円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物(一律) 1トンにつき 1円 50銭
(3) 労働安定基金	各貨物(一律) 1トンにつき 3円 50銭

7. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に消費税法に基づく税率を乗じて計算します。  
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方米をもって 1 トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも 20 フィート型は 1 個当り 32 トン、40 フィート型は 1 個当り 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。

9. その他

- (1) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、沈木作業、防波堤外荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表の記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

(3) 沿岸荷役料 (総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金を除く)

I 適用範囲

この港湾荷役料金(沿岸荷役料金)は、沿岸荷役のみを行う場合に適用します。

II 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

接岸本船船側・はしけ内 ⇨ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1 トンにつき 単位円)

品 目				金 額	
				接岸本船船側 はしけ内 ⇨ 上屋・野積場内	接岸本船船側 はしけ内 ⇨ 上屋・野積場前
ユ ニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入		604	483
		空		513	410
パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング				928	742
ノックダウン自動車 完成車(重量 5 トン未満かつ容積 20 トン未満のもの)				709	567
完成車(重量 5 トン以上又は容積 20 トン以上のもの)				1,073	858
袋 物				1,294	1,035
包 装 品	ベール物			1,279	1,023
カートン ケース クレート	雑貨類・機械類(1 個当たり 5 トン未満のもの)			1,317	1,054
	機械類(1 個当たり 5 トン以上のもの)			1,073	858
	青 果 類			1,136	909
	冷凍品・冷蔵品			—	1,401
有 姿 貨 物	タ イ ャ			848	678
	卷 取 紙(内地産)			953	762
木 材	岸壁揚のもの	原 木	米 国 材	861	689
			南 洋 材		
			北 洋 材	820	656
		製 材		854	683
非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)				1,336	1,069
鋼 材	一般鋼材(口径 12 インチ未満の鋼管含む)			1,101	881
	鋼管(口径 12 インチ以上のもの)			937	750
	コイル				
撤 貨 物	石 材			925	740
小 麦 肥 料 原 料 鉱 磺 石 (粉)				980	784
紜 磺 石 (塊) 特 殊 鉱 磺 石				1,097	878
砂 糖				855	684

## (1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

### ① 「接岸本船船側・はしけ内上屋・野積場内」の場合

#### (イ) 接岸本船船側 ⇄ 上屋・野積場内の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、本船船側へ移送する作業。

#### (ロ) はしけ内 ⇄ 上屋・野積場内の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

### ② 「接岸本船船側・はしけ内 ⇄ 上屋・野積場前」の場合

#### (イ) 接岸本船船側 ⇄ 上屋・野積場前の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、本船船側へ移送する作業。

#### (ロ) はしけ内 ⇄ 上屋・野積場前の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

## (2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

## 2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役 日曜日・祝祭日荷役	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における 荷役日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の 6 割増 基本料金の 10 割増

### 3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

#### (1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

①1,000トン以上3,000トン未満の場合は、当該貨物の全量について基本料金の5%

②3,000トン以上の場合は、当該貨物の全量について基本料金の7%

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割ります。

#### (2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割ります。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

### 4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	4人～ 6人 (5人)	7人～ 9人 (8人)	10人～ 12人 (11人)	13人～ 15人 (14人)	16人～ 18人 (17人)	19人～ 21人 (20人)
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	18,460	29,490	40,560	51,620	62,680	73,760
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	28,720	45,870	63,090	80,300	97,500	114,740

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあっては8時30分、半夜荷役にあっては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

## 5. 低料金

低料金は、次のとおりとします。

(1 口につき 単位円)

昼夜区分	1 口の作業構成員数 による区分	4 人～	7 人～	10 人～	13 人～	16 人～	19 人～
		6 人 (5 人)	9 人 (8 人)	12 人 (11 人)	15 人 (14 人)	18 人 (17 人)	21 人 (20 人)
昼 間 (8 時 30 分から 16 時 30 分まで)		146,450	233,950	321,780	409,520	497,260	585,160
半 夜 (16 時 30 分から 21 時 30 分まで)		146,450	233,950	321,780	409,520	497,260	585,160

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

### (1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け 終時刻（前日の 15 時）以降 2 時間を経過してからの取消については、昼間荷役の 低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け 終時刻（当日の 15 時）以降の取消については、半夜荷役の低料金を適用します。

### (2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの 低料金額に満たない場合は、該当の 低料金を適用します。

## 6. 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金

本料金は、次の作業を行った場合に適用します。

- (1) 上屋内（コンテナフレートステーションを含む）の貨物をその上屋内又は、戸前でコンテナに詰めるまでの作業。
- (2) コンテナ内の貨物を取り出し、上屋内（コンテナフレートステーションを含む）に拼付けるまでの作業。

(1 トンにつき 単位円)

袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	2,110
雑貨類・機械類（1 個当たり 5 トン未満のもの） 及びこれらに類似した作業能率のもの	1,996
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類 (1 個当たり 5 トン以上のもの) 及びこれらに類似した作業能率のもの	1,888

## 7. 看貫作業料金

本料金は、貨物の看貫作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。  
ただし、計量器使用及び検量立会人の費用については、本料金とは別に実費を申し受けます。

## 8. 仕訳作業料金

本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

## 9. はい替作業料金

本料金は、貨物のはい替作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

## 10. 上屋保管料金

- (1) 本料金は、船舶又は、はしけ積卸貨物を上屋その他の荷捌場において、一時保管する場合に適用します。
- (2) 本料金表に記載のない貨物については類似した保管内容（坪当りの収容トン数）の料金を適用します。
- (3) 本料金の計算は、貨物搬入の日から貨物搬出の日までとします。

(1日1トンにつき 単位円)

区 分 貨物分類	施 設 上 屋 の 場 合	公 共 上 屋 の 場 合
コンテナ（野積場）	12	8
繊 維 原 料 類	51	39
青 果	51	39
窯 製 品	61	51
そ の 他 の 貨 物	90	73

(注)1. 公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づく金額を別途申し受けます。

2. コンテナについては、野積場置きの料金とします。
3. 定温保管を要する貨物については、本料金の8割増、また、くん蒸を要する貨物については、本料金の2割増とします。

## 11. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物（一律）1トンにつき 4円
(2) 港 湾 労 働 法 関 係 付 加 金	各貨物（一律）1トンにつき 1円50銭
(3) 労 働 安 定 基 金	各貨物（一律）1トンにつき 3円50銭

## 12. 消費税の加算

(1)料金総額に消費税法に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2)上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

### 13. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1,133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

### 14. その他

(1)特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（長距離移送、荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(2)委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(3)本料金表の記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

(4) 港湾荷役料 (総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金)

I 適用範囲

この港湾荷役料金 (総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金) は、

- (1) 総トン数 1,000 トン未満 500 トン以上の小型船の本船内・上屋・野積場内又は、戸前迄の荷役  
 (2) 総トン数 500 トン未満の小型船の本船内上屋積場内又は、戸前迄の荷役に適用します。

ただし、(1)及び(2)に該当する小型船荷役で船内荷役のみ又は、沿岸荷役のみの場合は、

当港において適用される港湾荷役料金 (船内荷役料金) 又は、港湾荷役料金 (沿岸荷役料金) を適用します。

II 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

- (1) 総トン数 1,000 トン未満 500 トン以上の小型船内・上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1 トンにつき 単位円)

品 目			金 額	
			本 船 内	本 船 内
			↔ 上屋・野積場内	↔ 上屋・野積場前
ユ ニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入	785	726
		空	667	616
二 タ イ ズ 貨 物 等	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング			1,915 1,775
	ノックダウン自動車 完成車 (重量 5 トン未満かつ容積 20 トン未満のもの)			1,477 1,370
	完成車 (重量 5 トン以上又は容積 20 トン以上のもの)			2,055 1,891
	袋 物			2,577 2,381
包 装 品	ペール物			2,506 2,311
	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類(1 個当たり 5 トン未満のもの)		
		機械類 (1 個当たり 5 トン以上のもの)		
		青 果 類		
		冷凍品・冷蔵品		

有 姿 貨 物	タ イ ャ				1, 964	1, 834			
	卷 取 紙 (内地産)				1, 256	1, 165			
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米 南 国 材	1, 450	1, 319			
				洋 材	1, 954	1, 830			
			製 材	材	1, 511	1, 381			
	非鉄金属類 (半製品・銑鉄・地金)				2, 256	2, 053			
	鋼 材	一般鋼材 (口径 12 インチ未満の鋼管含む)			1, 893	1, 789			
		鋼管 (口径 12 インチ以上のもの) コイル			1, 610	1, 521			
	石 材				2, 283	2, 142			
	小 麦 鉱 磺 石 (塊) 特 殊 鉱 磺 石				2, 100	1, 932			
	砂 糖				2, 065	1, 935			

(2) 総トン数 500 トン未満の小型船内 ⇨ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1 トンにつき単位円)

ユ ニ タ イ ズ 貨 物 等	コ ン テ ナ	品 目	金 額	
			本 船 内 ⇨ 上 屋・野積場内	本 船 内 ⇨ 上 屋・野積場前
	コ ン テ ナ	実 入	785	628
		空	667	533
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング		1, 206	965
	ノックダウン自動車 完成車 (重量 5 トン未満かつ容積 20 トン未満のもの)		922	737
	完成車 (重量 5 トン以上又は容積 20 トン以上のもの)		1, 395	1, 115
包 装 品	袋 物		1, 682	1, 346
	ベール物		1, 663	1, 330
	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類 (5 個当たり 5 トン未満のもの)	1, 712	1, 370
		機械類 (1 個当たり 5 トン以上のもの)	1, 395	1, 115
		青 果 類	1, 477	1, 182
		冷凍品・冷蔵品	—	1, 821

有 姿 貨 物	タ イ ャ				1,102	881				
	卷 取 紙 (内地産)				1,239	991				
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米 国 材 南	1,119	896				
				洋 材	1,066	853				
	製 材				1,110	888				
	非鉄金属類 (半製品・銑鉄・地金)				1,737	1,390				
	鋼 材	一般鋼材 (口径 12 インチ未満の鋼管含む)			1,431	1,145				
		鋼管 (口径 12 インチ以上のもの) コイル			1,218	975				
	石 材				1,203	962				
	小 麦 肥 料 原 料 鉱 磨 石 (粉)				1,274	1,019				
	鉱 磨 石 (塊) 特 殊 鉱 磨 石				1,426	1,141				
	砂 糖				1,112	889				

(3) 作業範囲基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

①「本船内 ⇄ 上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

②「本船内 ⇄ 上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

(4) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

## 2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役 日曜日・祝祭日荷役	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における 荷役日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の 6 割増 基本料金の 10 割増

## 3. 割引料金

大口数量割引料金は、次のとおりとします。

委託者からの 1 荷役の引受において、同一貨物の量が 1,000 トン以上の場合は、当該貨物全量について当該貨物の基本料金に乗じて得た金額から 5% を割引します。

## 4. 分担金等

(1) 総トン数 1,000 トン未満 500 トン以上の小型船内

↔ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物 (一律) 1 トンにつき 8 円
(2) 港 湾 労 働 法 関 係 付 加 金	各貨物 (一律) 1 トンにつき 3 円
(3) 労 働 安 定 基 金	各貨物 (一律) 1 トンにつき 7 円

(2) 総トン数 500 トン未満の小型船内

↔ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物 (一律) 1 トンにつき 4 円
(2) 港 湾 労 働 法 関 係 付 加 金	各貨物 (一律) 1 トンにつき 1 円 50 錢
(3) 労 働 安 定 基 金	各貨物 (一律) 1 トンにつき 3 円 50 錢

## 5. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に消費税法に基づく税率を乗じて計算します。  
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

## 6. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

## 7. その他

- (1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。
- (2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

## (5) はしけ運送料

### I 適用範囲

こののはしけ運送料金は、港湾内又は指定区間において、はしけにより、本船船側 ⇔ 沿岸間又は、沿岸 ⇔ 沿岸間の貨物の運送を行う場合に適用します。

### II 料金の種類及び適用方

#### 1. 基本料金

(1 トンにつき 単位円)

	金額		
	港湾内運送		指定区間運送
	通常の港湾内	特定地区との間	
ユニタイズ貨物 一般包装品 有姿貨物	1,258	1,368	1,480
撤貨物	1,135	1,246	1,358

- ① 特定地区は、門司・下関地区は小倉、黒崎、部崎、新門司及び六連地区、小倉地区は門司、新門司、黒崎、部崎及び六連地区、若松・八幡地区は小倉、門司、新門司、部崎及び六連地区とします。
- ② 指定区間は、当港と小野田港、宇部港及び苅田港との間とします。

#### (1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

##### ① 本船船側 ⇔ 沿岸間における運送の場合

本船船側に繫留されたはしけ内においてフックをはずされた貨物を運送可能な状態に積み付けし、これを運送し、貨物揚河岸に繫留するまで、又は貨物積み河岸に繫留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、本船船側においてフックをかけられる状態にするまでの作業とします。

##### ② 沿岸 ⇔ 沿岸間における運送の場合

貨物積み河岸に繫留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、貨物揚河岸に繫留するまでの作業とします。

なお、荷操作業に際し、はしけを使用する場合の作業を含みます。

## 2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出しこれらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 作 業 日曜日・祝祭日作業	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における作業 日曜日・祝祭日における作業	基本料金の 4 割増 基本料金の 3 割増

## 3. はしけ内荷捌料金

本料金は、本船船側におけるはしけ内の荷捌作業に適用します。

(1 トンにつき 単位円)

品 目	金 額
一 般 包 装 品	133
ユ ニ タ イ ズ 貨 物	
有 姿 貨 物	
撤 貨 物	66

(注) 本料金は、1 はしけ内のはしけ内荷捌要員が、一般包装品にあっては 2 名、その他の貨物にあっては 1 名の場合に適用し、それぞれの人員が 1 名増す毎に 1 名につき 66 円増しとします。

なお、本料金には、港湾荷役料金（船内荷役料金）に係る所定の割増料金を準用します。

## 4. 滞船料金

積載貨物トン数 1 トン 1 日につき 145 円とします。

ただし、本料金は貨物の積荷役日を含め 4 日間以内にはしけ運送が完了（はしけ繫留場所に揚荷役を完了して帰着するまで）しない場合に積荷役日から起算して 5 日目以降当該はしけ運送が完了するまでの間に適用します。

## 5. 最低料金

本料金は、1 運送の引受量が 100 トンに満たない場合に適用し、当該引受量が 100 トンに満たない場合は、100 トン分とします。

## 6. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物（一律）1 トンにつき 4 円
(2) 労 働 安 定 基 金	各貨物（一律）1 トンにつき 3 円 50 銭

## 7. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に消費税法に基づく税率を乗じて計算します。  
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

## 8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1000キログラム、容積は1.133立方米をもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

## 9. その他

- (1) 特殊貨物（海難貨物、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物等）、及び特殊運送（荒・雨・雪天時運送、防波堤外運送）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、はしけ封印を行った場合及びはしけ敷物等の特別の資材を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取組又は、慣習によります。